

成年後見関係事件の概況

—平成29年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成29年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

なお、前年以前の数値について、所要の訂正を行うことがあるため、過去の概況において掲載した数値と一致しない場合がある。

平成30年3月

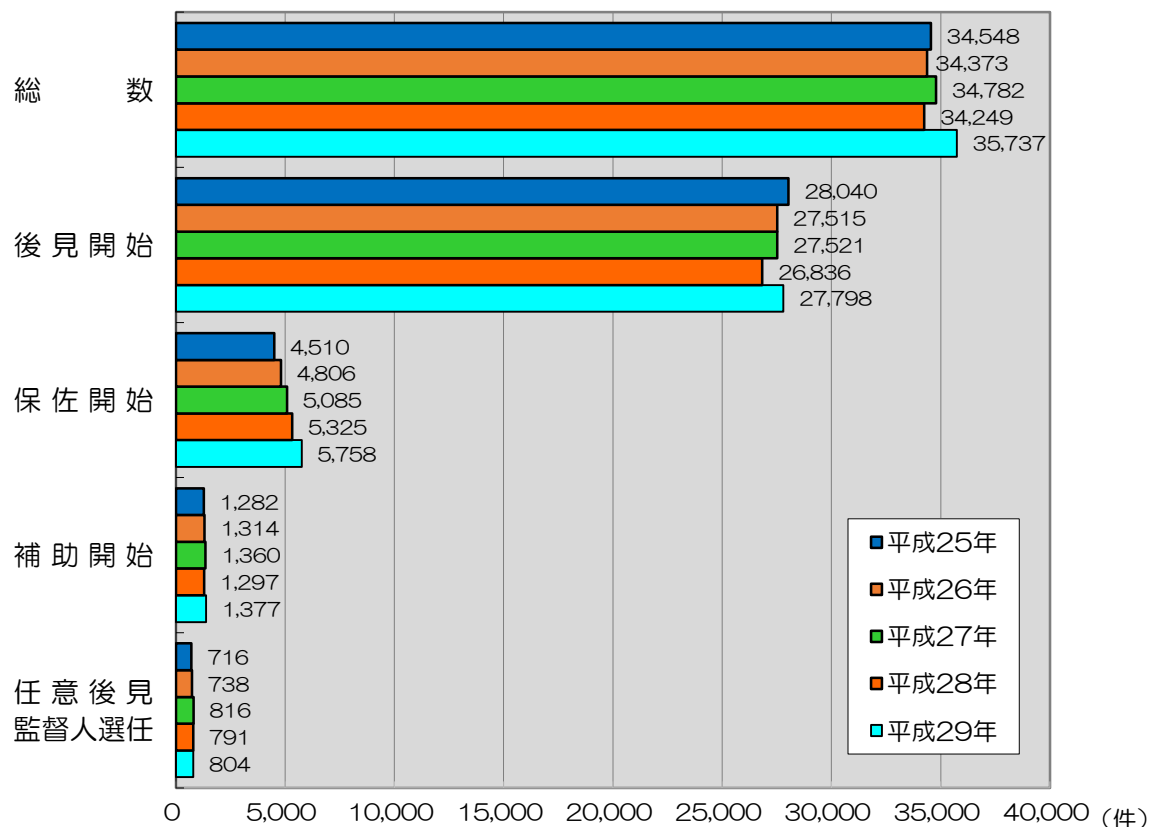
目 次

1	申立件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（資料1）過去5年における申立件数の推移	
2	終局区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	（資料2）終局区分別件数	
3	審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（資料3）審理期間別の割合	
4	申立人と本人との関係について・・・・・・・・・・	4
	（資料4）申立人と本人との関係別件数	
	（資料5）申立人と本人との関係別件数（家庭裁判所管内別）	
5	本人の男女別・年齢別割合について・・・・・・・・	6
	（資料6）本人の男女別・年齢別割合	
	（参考資料）開始原因別割合	
6	申立ての動機について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	（資料7）主な申立ての動機別件数	
7	鑑定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	（資料8）鑑定期間別割合	
	（資料9）鑑定費用別割合	
8	成年後見人等と本人との関係について・・・・・・・・	10
	（資料10）成年後見人等と本人との関係別件数	
9	成年後見制度の利用者数について・・・・・・・・・・	12
	（資料11）成年後見制度の利用者数の推移	

1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で35,737件（前年は34,249件）であり，対前年比約4.3%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は27,798件（前年は26,836件）であり，対前年比約3.6%の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は 5,758件（前年は5,325件）であり，対前年比約8.1%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は 1,377件（前年は1,297件）であり，対前年比約6.2%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は804件（前年は791件）であり，対前年比約1.6%の増加となっている。

（資料1） 過去5年における申立件数の推移



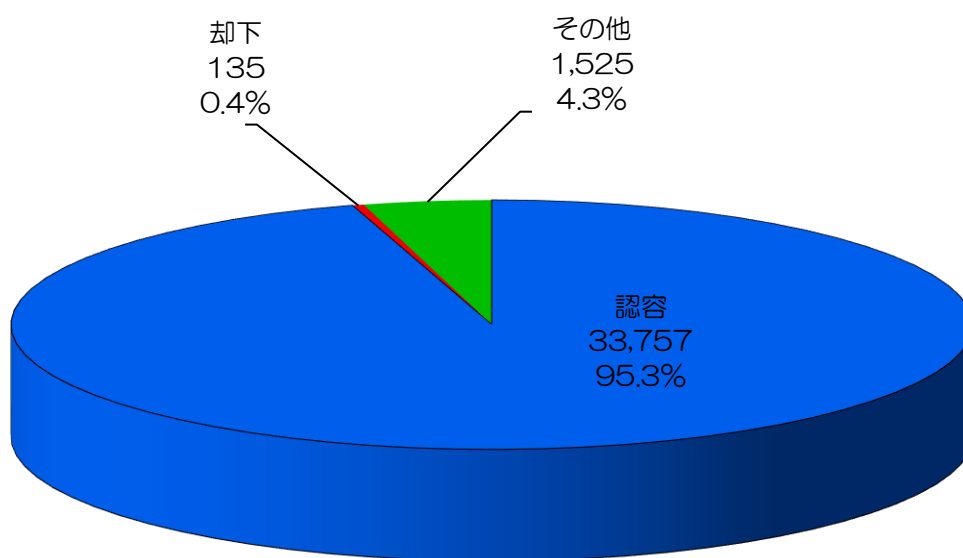
（注） 各年の件数は，それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

2 終局区分について（資料2）

- 成年後見関係事件の終局事件合計35,417件のうち、認容で終局したものは約95.3%（前年は約95.5%）である。

（資料2） 終局区分別件数

	既済 総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
全国	35,417	26,411	81	1,068	5,400	23	269	1,294	11	76	652	20	112



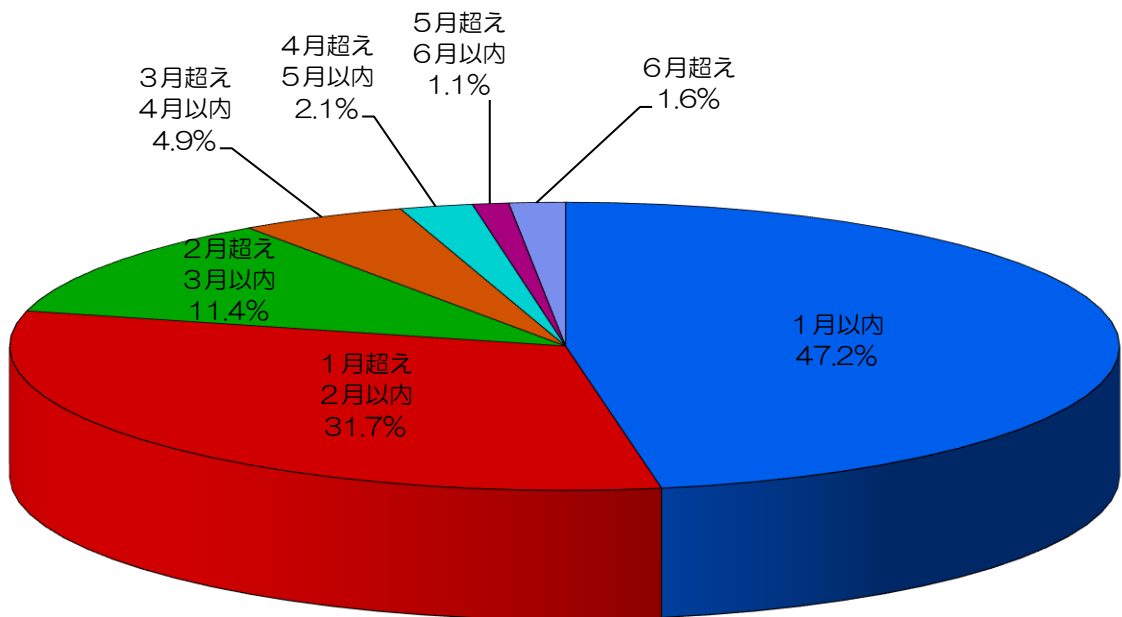
（注1） 平成29年1月から12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計35,417件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約78.9%（前年は約77.4%），4か月以内に終局したものが全体の約95.2%（前年は約94.7%）である。

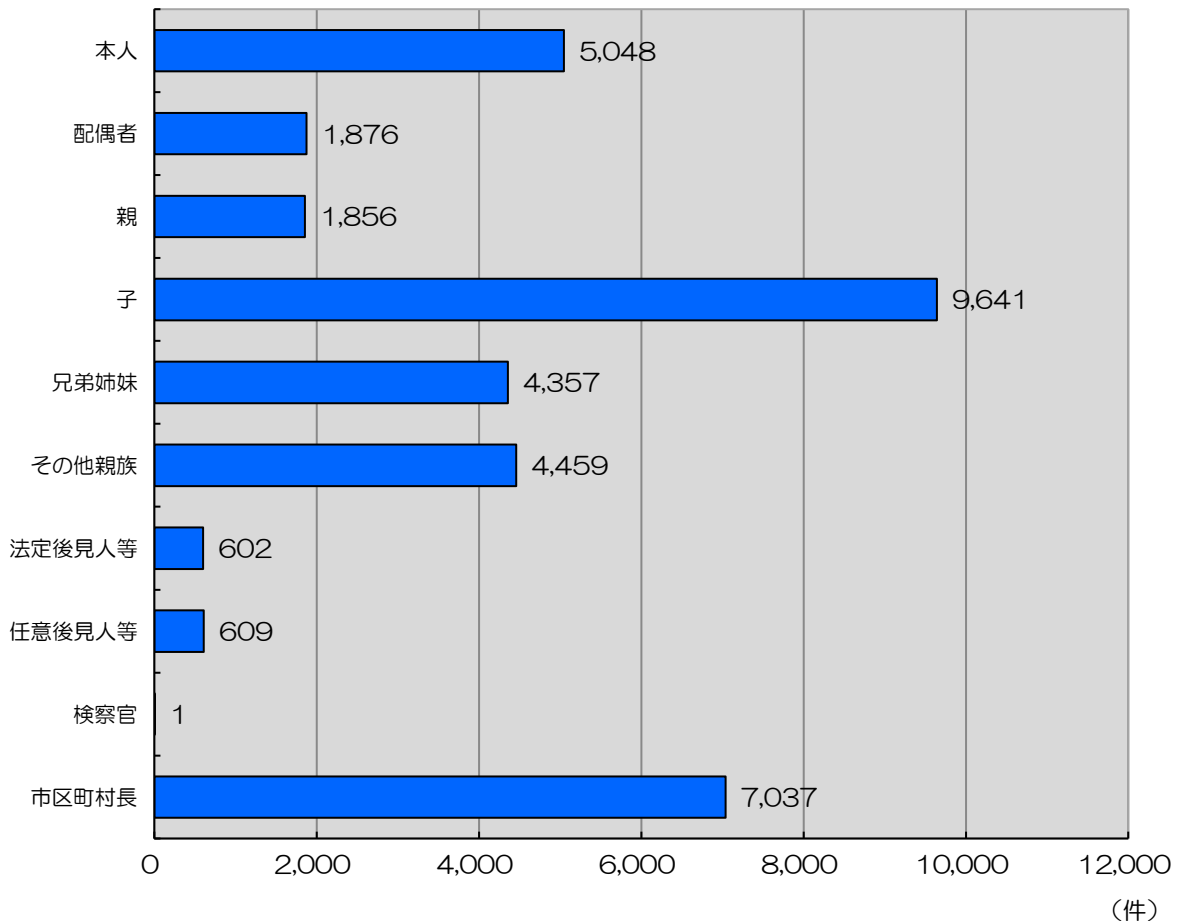
（資料3） 審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について（資料4，5）

- 申立人については，本人の子が最も多く全体の約27.2%を占め，次いで市区町村長（約19.8%），本人（約14.2%）の順となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは7,037件で，前年の6,469件（前年全体の約18.8%）に比べ，対前年比約8.8%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数



（注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（35,486件）を母数としている。

（注3） その他親族とは，配偶者，親，子及び兄弟姉妹を除く，四親等内の親族をいう。

(資料5) 申立人と本人との関係別件数(家庭裁判所管内別)

管内	総数	うち市区町村長申立て
東京	5,128	1,142
横浜	2,595	579
さいたま	1,587	376
千葉	1,704	365
水戸	459	77
宇都宮	288	45
前橋	433	53
静岡	1,148	133
甲府	212	53
長野	481	94
新潟	780	111
大阪	2,832	543
京都	1,092	165
神戸	1,759	263
奈良	388	47
大津	492	70
和歌山	257	44
名古屋	1,435	252
津	413	79
岐阜	369	52
福井	220	41
金沢	398	75
富山	366	49

管内	総数	うち市区町村長申立て
広島	769	171
山口	403	96
岡山	876	278
鳥取	243	58
松江	231	65
福岡	1,375	163
佐賀	239	52
長崎	320	35
大分	247	35
熊本	570	141
鹿児島	359	53
宮崎	375	118
那覇	382	78
仙台	394	81
福島	410	155
山形	232	85
盛岡	281	44
秋田	163	23
青森	323	119
札幌	755	112
函館	110	4
旭川	212	34
釧路	264	71
高松	308	78
徳島	237	68
高知	238	43
松山	334	69
総数	35,486	7,037

(注1) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

(注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり, 1件の終局事件について複数の申立人がある場合に, 複数の「関係別」に該当することがあるため, 総数は, 終局事件総数(35,417件)とは一致しない。

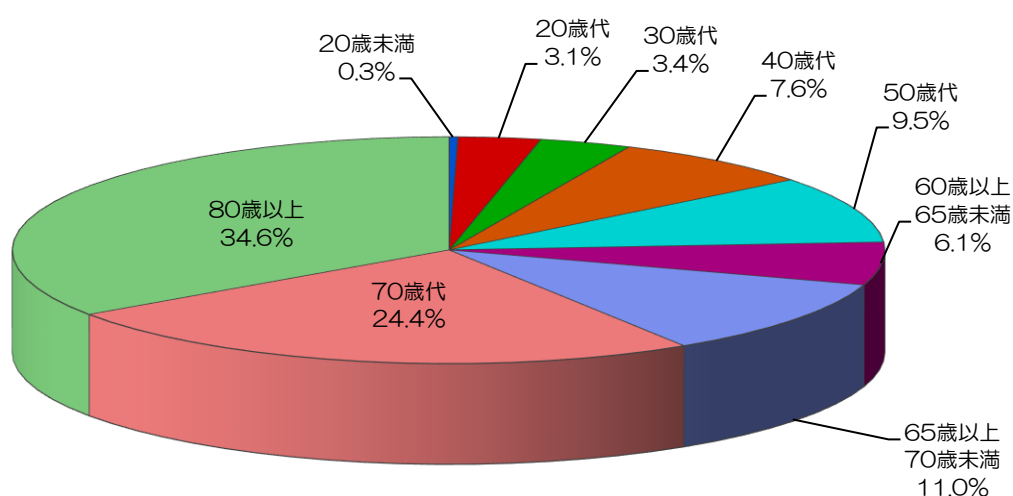
(注3) 市区町村別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

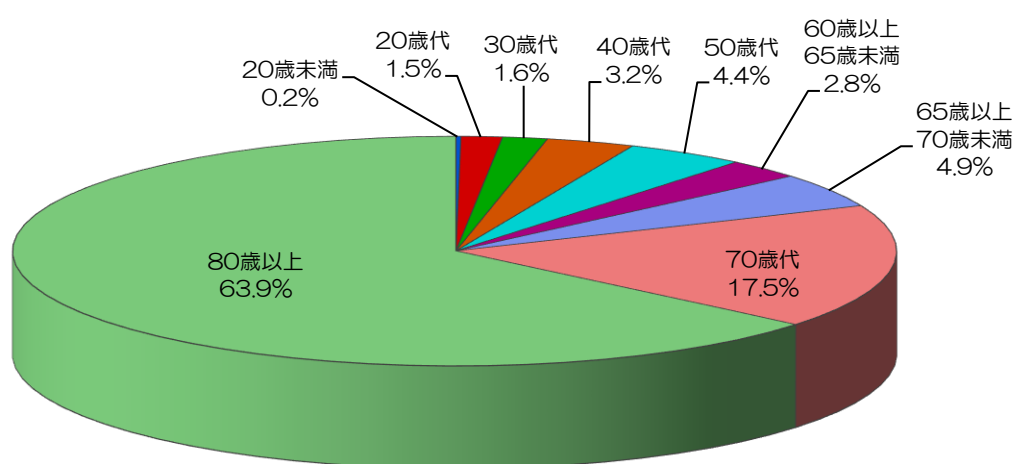
- 本人の男女別割合は、男性が約41.4%、女性が約58.6%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約34.6%を占め、次いで70歳代の約24.4%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約63.9%を占め、次いで70歳代の約17.5%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約70.0%を、女性では女性全体の約86.3%を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

（男性）



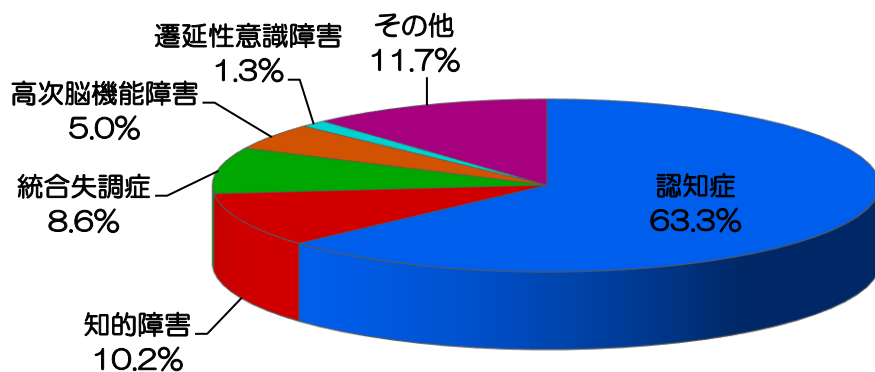
（女性）



（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(参考資料) 開始原因別割合

○ 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63.3%を占め、次いで知的障害が約10.2%、統合失調症が約8.6%の順となっている。



(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。

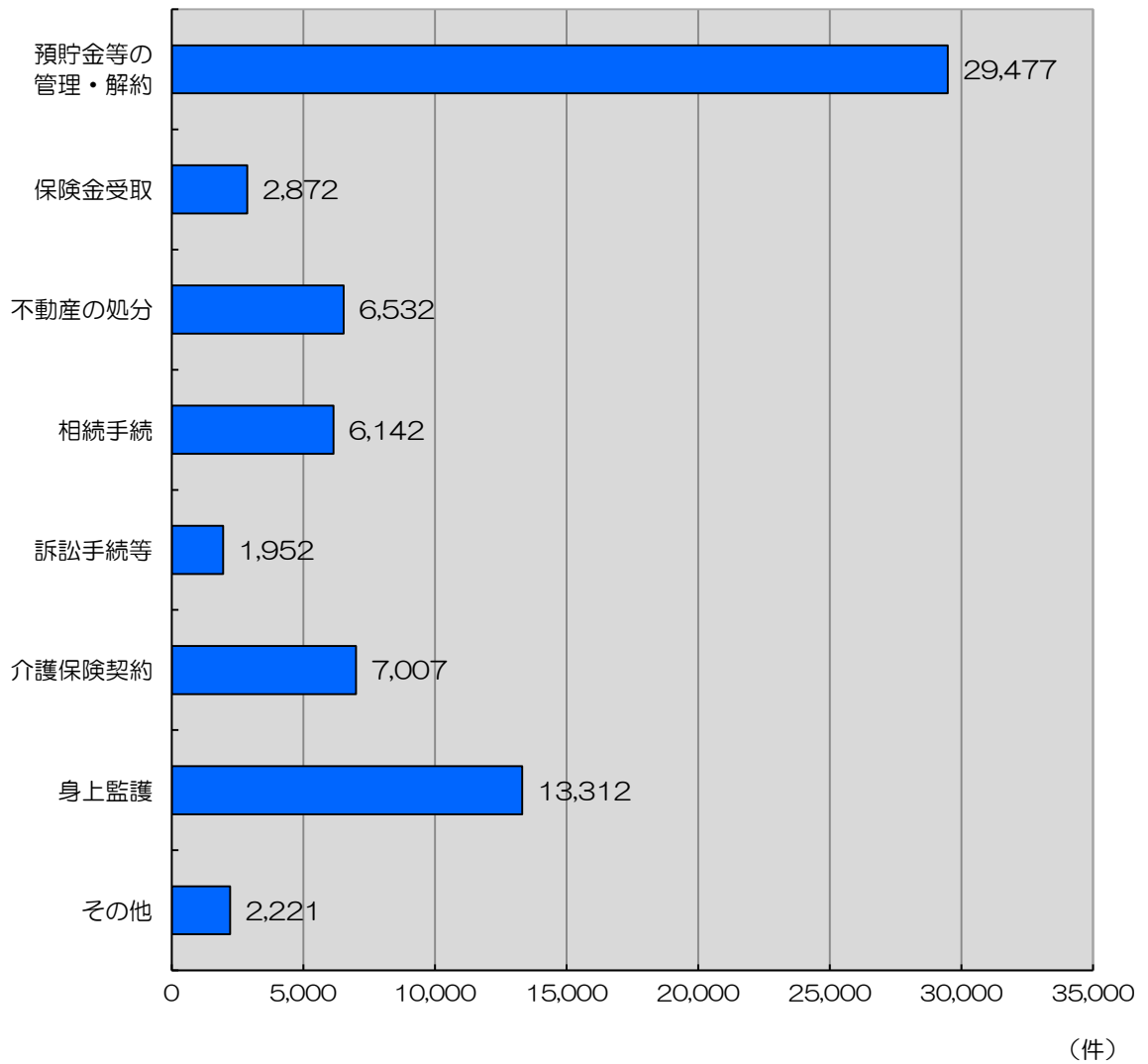
(注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。

(注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

6 申立ての動機について（資料7）

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上監護となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数



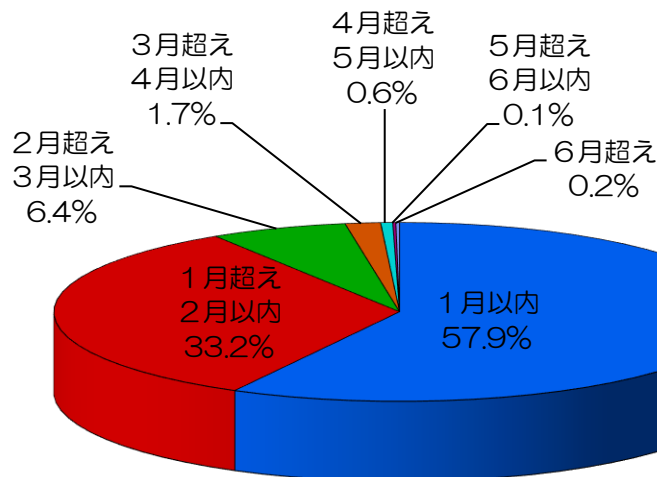
（注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため，総数は，終局事件総数（35，417件）とは一致しない。

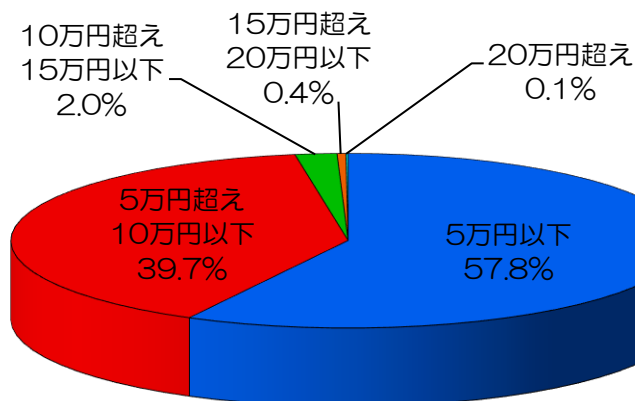
7 鑑定について（資料8，9）

- 成年後見関係事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約8.0%（前年は約9.2%）であった。
- 鑑定の期間については、1か月以内のものが最も多く全体の約57.9%（前年は約55.0%）を占めている。
- 鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約57.8%（前年は約61.9%）を占めており、全体の約97.5%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約97.8%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



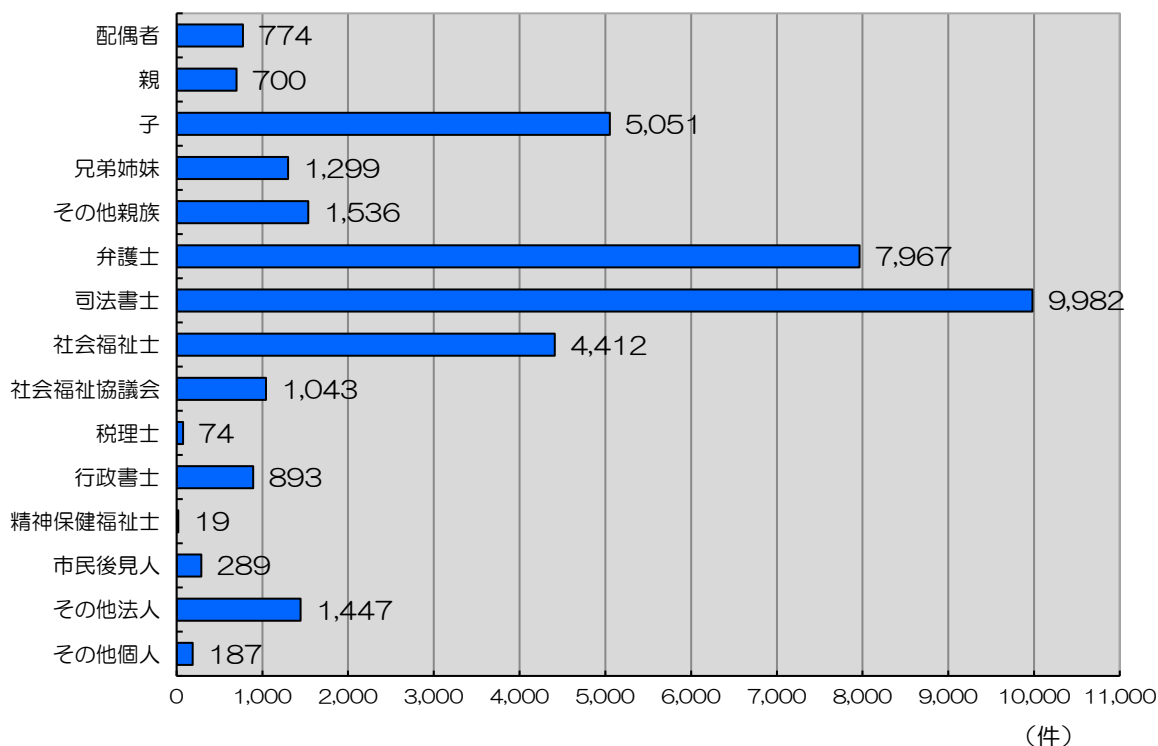
（資料9） 鑑定費用別割合



8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約26.2%（前年は約28.1%）となっている。
- 親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約73.8%（前年は約71.9%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。その内訳は、弁護士が7,967件（前年は8,050件）で対前年比約1.0%の減少、司法書士が9,982件（前年は9,415件）で対前年比約6.0%の増加、社会福祉士が4,412件（前年は3,995件）で対前年比約10.4%の増加、市民後見人が289件（前年は264件）で対前年比約9.5%の増加となっている。

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数



（注1） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

（注2） 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（35,673件）を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（33,105件）とは一致しない。

(注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人265件、司法書士法人329件、税理士法人0件、行政書士法人11件であった。）。

(注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

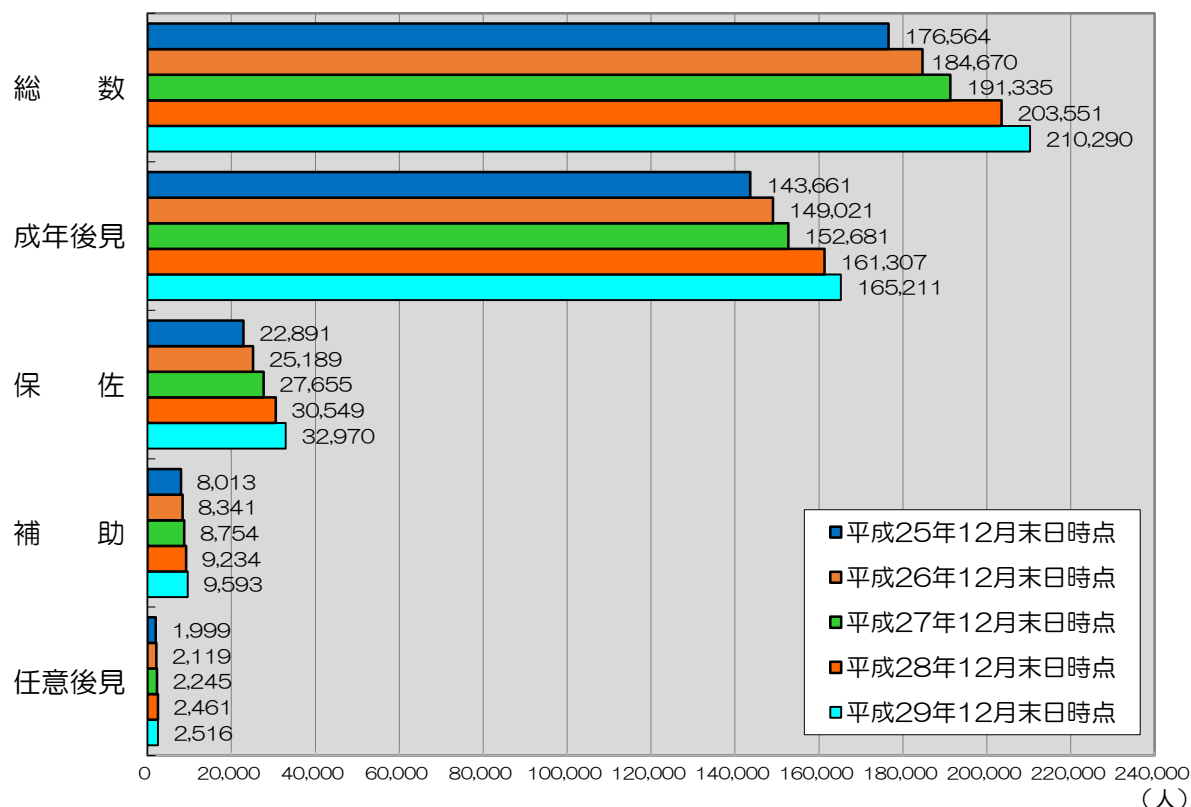
※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

9 成年後見制度の利用者数について（資料11）

- 平成29年12月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で210,290人（前年は203,551人）であり、対前年比約3.3%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は165,211人（前年は161,307人）であり、対前年比約2.4%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は32,970人（前年は30,549人）であり、対前年比約7.9%の増加となっている。
- 補助の利用者数は9,593人（前年は9,234人）であり、対前年比約3.9%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,516人（前年は2,461人）であり、対前年比約2.2%の増加となっている。

（資料11） 成年後見制度の利用者数の推移



（注） 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。